

まちづくり三法の見直しに関する意見書

本来、中心市街地は、さまざまな都市機能が集積し、人々がそこに集まり、新産業の創造する苗床であるべきであるが、無秩序な市街地の広がり、小売業の変化、中心市街地の魅力低下等により、衰退に歯どめがかかっていない。そのため、政府は、1998年から2000年にかけて、改正都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法という、いわゆる「まちづくり三法」を制定したが、現在その効果が期待通りあらわれているとは言いがたく、条例での限界や都市計画法・中心市街地活性化法の問題点等が指摘されている。

よって、本市議会は、政府に対し、我が国の将来の人口減少・高齢社会に対応するコンパクトシティーの建設を推進し、持続可能な都市である「歩いて暮らせる街」の実現のために、下記のとおり「まちづくり三法」の見直しについて強く要望する。

記

1 都市計画法の抜本改正

- (1) 公共施設（病院、社会福祉施設、国・自治体施設など）を許可対象に追加するなど開発許可の大幅見直しをすること。
- (2) 市街化区域における用途地域を厳格化すること。
- (3) 市街化調整区域における5～20ha以上の大規模開発例外扱いを見直すこと。
- (4) コンパクトシティー化促進のため、自治体ごとで自由な規制のレベルの調整（上乘せ、引き下げ）が行える根拠法としての性格を明確にすること。

2 中心市街地活性化法と大規模小売店舗立地法を統合し、「コンパクトシティー形成促進法（仮称）」を制定

- (1) 中心市街地活性化理念（例えば、コンパクトシティー・歩いて暮らせるまちづくり）を明確化すること。（まちづくり三法の法運用の横断的機能を持たせ、現状8省庁の縦割りとなっている行政の分担、責任の明確化を図ること）
- (2) 病院、社会福祉施設など公共公益施設の集積支援を図ること。
- (3) 大店舗と地域の共生協定の導入を図ること。
- (4) 地域まちづくりのコンセンサス形成の場（協議会）を位置づけること。

3 中心市街地活性化支援施策の大幅拡充

- (1) 中心市街地立地のコスト増に対する支援・税制措置を講ずること。
- (2) まちづくり交付金等における「選択と集中」を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年 9 月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄